

令和 7 年 4 月

広島県土木建築局建築課
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県木造住宅耐震化促進支援事業 耐震化補助のご案内（令和 7 年度）

広島県では、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、木造住宅の耐震改修、建替え、除却を行う所有者に廿日市市役所とともに補助金を交付しています。

令和 7 年度の補助の概要を下記のとおりご案内しますので、木造住宅の耐震改修、建替え、除却をお考えの方はぜひご覧ください。

1 補助対象住宅

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。
- (2) 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。
- (3) 現在、申請者又は親族が所有し、居住の用途となっている住宅であること。
- (4) 販売を目的とするものではないこと。

2 補助の概要

補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする工事が対象です。

1 区分	耐震改修	現地建替え	非現地建替え	除却工事
2 補助対象	耐震改修工事に要する工事費	現地建替え工事に要する工事費	除却工事に要する工事費	
3 補助基本額	補助対象額の 80%かつ、1 住戸あたり 115 万円を限度		補助対象額の 23% かつ、1 住戸あたり 97.86 万円を限度	補助対象額の 23% かつ、1 住戸あたり 30 万円を限度
4 区域要件	居住誘導区域外の場合、補助額の限度は 50 万円	居住誘導区域内に、一戸建て住宅を建替えること		除却後、耐震性を有する住宅に居住すること

3 補助金の交付者

廿日市市役所建築指導課 電話番号 0829-30-9191

4 お問い合わせ先

広島県土木建築局建築課 建築安全担当 電話番号 082-513-4133

(担当者名 河野、松野)

※ お問い合わせの内容は、廿日市市役所建築指導課と共有させていただきます。

裏面もご覧ください

5 耐震改修補助の流れ【所有者が行うこと】

(1) 補助申込み前の準備

①地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

耐震改修、建替え、除却のどの工事を行うか検討します。

②耐震診断の実施

耐震改修にあつては、建築士などの専門家に依頼するなどをして、住宅の上部構造評点（住宅の耐震性に関する指標の一つ）が 1.0 未満と判定される必要があります。

建替え、除却にあつては、上記の判定以外にも、住宅の所有者自身が、簡易耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会編集リーフレット「誰でもわかるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表）により、評点の合計が 7 以下と判定することでも可能です。

③事前協議

補助金を受けることができるかを事前に協議します。

○耐震改修等の補助制度の事前協議のお問い合わせ先

廿日市市役所建築指導課 TEL 0829-30-9191

(2) 補助申込み（令和 7 年 5 月以降）

事前協議に基づいて廿日市市建築指導課へ申し込みます。審査のうえ補助が認められれば、補助交付決定通知が所有者へ交付されます。

(3) 工事の契約

施工者と工事の契約を締結します。

※交付決定通知前に工事の契約又は着工した場合は、補助対象になりません

(4) 工事の完了報告

工事の完了後、工事完了報告書を廿日市市建築指導課へ提出します。審査のうえ完了が認められれば、所有者へ補助金の確定通知が交付され、補助金の請求により、補助金が支払われます。

6 注意事項

- (1) 予算の範囲内での募集となるため、予算がなくなり次第終了となります。
- (2) 土砂災害特別警戒区域内での建替えは、補助対象となりません。
- (3) 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- (4) 現地建替え、非現地建替え及び除却工事においては、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。